

魚沼市コワーキングスペース管理運営要綱

令和2年4月23日 告示第82号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、事業者等がその業務を実施するために一時的に使用する行政財産(以下「コワーキングスペース」という。)の設置及び管理に関し、魚沼市行政財産使用料徴収条例(平成16年魚沼市条例第73号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第2条 コワーキングスペースの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 魚沼市コワーキングスペース
- (2) 位置 魚沼市今泉1488番地1

(対象者)

第3条 コワーキングスペースを使用するものは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 魚沼市内でのサテライトオフィス(企業の支店、支社又は営業所その他本社、本店又は本拠地から離れた場所に設置された事業所で比較的小規模なものをいう。以下同じ。)の設置又は起業を希望している者

- (2) 魚沼市に本社がある法人
- (3) 魚沼市に所在する団体
- (4) 魚沼市に住所を有する個人事業主又は個人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象者から除外するものとする。

- (1) 備品又は消耗品の使用のみを目的とするもの
- (2) 事業所の設置(一時的な設置は除く。)を目的とするもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団に関係するもの

(使用の許可等)

第4条 コワーキングスペースを使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる関係書類を添えて、魚沼市コワーキングスペース使用許可申請書兼業務従事者登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の情報を証明することのできる証明書等の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項に定める申請書を審査し、支障がないと認めるときは、必要な条件を付して一時使用を許可することを決定し、魚沼市コワーキングスペース使用許可証(様式第2号。以下「許可証」という。)を申請者に交付するものとする。

(使用の制限等)

第5条 使用者は、コワーキングスペースにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる行為
- (2) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為

- (3) 住民に迷惑を及ぼす行為
- (4) 施設又は施設の設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められる行為
- (5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる行為
- (6) 前5号に掲げる行為のほか、市長が指定する行為
(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、使用が次のいずれかに該当するときは、その許可を制限し、又は取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段によりこの要綱による許可を受けたとき。
- (3) 市の業務のためコワーキングスペースが必要となったとき。
- (4) 他の使用者との使用に係る調整を図る必要があるとき。
- (5) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

2 前項の規定により、使用の中止等の処分を受けた者に損害が生じても、市は、これを賠償しないものとする。

(使用期間等)

第7条 使用期間は、1日又は1月単位とし、3月以内とする。

(業務従事者)

第8条 使用者は、使用者が行う業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)を事前に第4条第1項に定める様式により、市長に提出しなければならない。

2 業務従事者は、使用者本人若しくは使用者と雇用関係にある者又は使用者の役員等でないなければならない。

3 業務従事者は、コワーキングスペースを使用するに当たって、許可証を携行し、市長から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用料)

第9条 コワーキングスペースの使用に係る使用料(以下「使用料」という。)は、使用区分に応じ、使用者又は業務従事者1人につき別表のとおりとする。

2 前項の使用料には、光熱水費(電気料・水道料・ガス代)、消耗品、備品及び会議室の使用料を含むものとする。

(市の免責)

第10条 利用者間のトラブルについては、市は、一切関与しないものとし、それに係る一切の責任を負わない。

2 市に重大な過失がある場合を除き、コワーキングスペース内で発生した人的及び物的損害について、市は、一切の責任を負わない。

3 コワーキングスペースの利用に伴う情報漏えい等により発生した損害について、市は、一切の責任を負わない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月7日から施行する。
(準備行為)
- 2 この要綱の規定によるコワーキングスペースの利用の許可及び制限に関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表(第9条関係)

使用区分	使用料の額	単位	備考
日額	1,000 円	1 日	9時から17時までの利用に限る。
月額	10,000 円	1 月	

備考

- 1 使用日数又は月数に、使用料の額を乗じて得た額を使用料とする。
- 2 使用区分が1月使用の場合において、使用期間が1月に満たない端数は、1月として計算する。

○魚沼市行政財産使用料徴収条例

平成16年11月1日 条例第73号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき行政財産の目的外使用に係る使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の納付)

第2条 行政財産の目的外使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納めなければならない。

(使用料の減免)

第3条 市長は、使用者が当該行政財産を公用若しくは公共用又は公益の用に供すると認められるとき、又はその他特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の納付方法)

第4条 使用料は、市長の発する納入通知書により納めなければならない。

2 使用料は、前納とし、土地については年払い、建物については月払い(一時的使用にあっては、その都度)とする。ただし、市長が必要と認めるときは、分割し、又はまとめて納めさせるものとする。

(使用料の不還付)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により使用の

許可を取り消された場合は、土地については当該取消しの日の属する月の翌月以後の残月数に対応する分を、一時的使用を除く建物については当該取消しの日の翌日以後の残日数に対応する分を還付する。

(権利譲渡の禁止)

第6条 使用者は、その使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の取消し等)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は変更し、若しくは使用を中止させることができる。

- (1) 使用者がこの条例に違反したとき。
- (2) 使用者が許可目的以外の目的に使用したとき。
- (3) 使用者が目的外使用に不相当と認められる行為をしたとき。
- (4) その他市長が管理上特に必要があると認めたとき。

(原形回復)

第8条 使用者は、使用が終わったときは、直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第9条 使用者が行政財産を損傷し、又は滅失したときは、市長が定める額を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、行政財産の使用料に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第11条 詐偽その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。